

令和5年2月6日(月)
午後14時30分
議会棟4階 第1委員会室

教育委員会定例会

議 案 書

人 用
聴 覧
傍 読

退席時にご返却願います。

寝屋川市教育委員会

報告事項

報告第 5 号 職員の分限処分について

議決事項

議案第 3 号 職員の復職について

議案第 4 号 寝屋川市立学校における複数校給食の実施に関する規則の
制定について

議案第 5 号 寝屋川市立青少年の居場所の臨時休所について

議案第 6 号 令和 5 年度寝屋川市立小・中学校管理職人事について

署名人

高須教育長

秋元委員

1月・2月教育委員会一般事務報告

(1月20日～2月6日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
1	20	金	大阪府都市教育長協議会	役員会、定例会	ホテルアウィーナ大阪
	23	月	北河内地区教育委員会委員研修会	研修	守口市役所
	24	火	校長役員会	2月校長会の案件について	総合教育研修センター
			北河内地区教育長協議会	会議	総合教育研修センター
	28	土	和光小学校創立50周年記念式典	式典	和光小学校 体育館
	30	月	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	31	火	北河内地区教育長協議会	会議	総合教育研修センター
2	2	木	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	5	日	第72回北河内地区駅伝競走大会	大会	淀川河川枚方地区
	6	月	教育委員懇話会		議会棟4階 第Ⅰ・Ⅱ会議室
			教育委員会定例会		議会棟4階 第1委員会室

2月・3月教育委員会行事計画書

(2月7日～3月31日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
2	10	金	大阪府都市教育長協議会	役員会	ホテルアウィーナ大阪
	12	日	ねやがわ子どもフォーラム2023	講演会	市民会館
	13	月	近畿都市教育長協議会	役員会	ホテルアウィーナ大阪
	15	水	令和4年度第5回社会教育委員会 議	令和3年度社会教育部事業報告について、令和3年度社会教育関係団体への補助事業について、令和5年度社会教育施策に関する提案書の回答について、その他	議会棟4階 第Ⅰ・Ⅱ会議室
	18	土	第46回寝屋川市PTA大会	表彰式、講演会等	地域交流センター（アルカスホール）
	19	日	第72回大阪府市町村総合駅伝競走大会	大会	服部緑地
	22	水	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	24	金	校長役員会	3月校長会の案件について	総合教育研修センター
	27	月	3月市議会定例会（第1日）	委員会付託	市議会議場
	28	火	文教生活常任委員会	付託事件審査（現年度議案）	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会（文教生活分科会）	付託事件審査（現年度議案）	議会棟4階 第1委員会室
3	1	水	予算決算常任委員会（全体会）	討論、採決	市議会議場
	2	木	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	6	月	3月市議会定例会（第2日）	委員長報告（現年度議案）、会派代表質問	市議会議場
	7	火	3月市議会定例会（第3日）	会派代表質問	市議会議場
	10	金	文教生活常任委員会	付託事件審査（新年度議案）	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会（文教生活分科会）	付託事件審査（新年度議案）	議会棟4階 第1委員会室
	11	土	オーサービジット講演会	講演会	地域交流センター（アルカスホール）
	13	月	文教生活常任委員会	付託事件審査（新年度議案）	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会（文教生活分科会）	付託事件審査（新年度議案）	議会棟4階 第1委員会室
	14	火	中学校卒業証書授与式	卒業証書授与式	市内各中学校
	15	水	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	17	金	小学校卒業証書授与式	卒業証書授与式	市内各小学校
	20	月	予算決算常任委員会（全体会）	討論、採決	市議会議場
			幼稚園保育証書授与式	保育証書授与式	市内各幼稚園
	21	火	市民ウォーキング	ウォーキング	寝屋川市役所～寝屋川公園
	22	水	3月市議会定例会（第4日）	委員長報告（新年度議案）、追加事件即決	市議会議場
	30	木	教育委員懇話会		議会棟4階 第Ⅰ・Ⅱ会議室
			教育委員会定例会		議会棟5階 第2委員会室

報告第5号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和5年2月6日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和5年3月25日まで休職を命ずる

令和5年1月26日

寝屋川市教育委員会

議案第 3 号

職員の復職について

寝屋川市職員の分限に関する条例第 3 条第 2 項の規定により、別紙のとおり復職を命ずることについて、教育委員会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 6 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



復職を命ずる

令和5年2月10日

寝屋川市教育委員会

議案第4号

寝屋川市立学校における複数校給食の実施に関する規則の制定に ついて

寝屋川市立学校における複数校給食の実施に関する規則を制定するため、教育委員会の議決を求める。

令和5年2月6日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市立学校における複数校給食の実施に伴い、必要な事項を定めるため。

寝屋川市立学校における複数校給食の実施に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、複数校給食を実施することにより、寝屋川市立学校における学校給食の充実に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 複数校給食 供給校及び被供給校において協同して実施する学校給食をいう。
- (2) 供給校 寝屋川市立小学校（複数校給食の実施に必要な施設及び設備を有する小学校に限る。）で、当該小学校の学校給食を実施するとともに、被供給校に給食を供給するものをいう。
- (3) 被供給校 寝屋川市立中学校で、当該中学校の学校給食について、供給校から給食の供給を受けるものをいう。

(複数校給食の実施)

第3条 複数校給食は、次の表の左欄に掲げる供給校が当該供給校に対応する同表の右欄に定める被供給校に給食を供給し、当該被供給校が当該供給校からその給食の供給を受けることにより実施する。

供 給 校	被 供 給 校
寝屋川市立啓明小学校	寝屋川市立第九中学校
寝屋川市立三井小学校	寝屋川市立第十中学校
寝屋川市立田井小学校	寝屋川市立第三中学校
寝屋川市立桜小学校	寝屋川市立第二中学校
寝屋川市立点野小学校	寝屋川市立第八中学校

(連携協力等)

第4条 供給校の校長及び被供給校の校長並びに学校給食事務所管部長（教育委員会事務局において学校給食に関する事務を所管する部長をいう。次項において同じ。）は、相互に連携を図りながら協力して、当該複数校給食の適切な実施に努めるものとする。

- 2 供給校の校長及び被供給校の校長並びに学校給食事務所管部長は、当該複数校給食の適切な実施を図るため、適宜、必要な協議を行うものとする。

(複数校給食の実施が困難な場合の措置)

- 第5条 災害その他やむを得ない事情により第3条の規定による複数校給食の実施が困難であると認められる場合には、教育委員会教育長は、適宜、これに代わる適切な措置を講ずるものとする。

(委任)

- 第6条 この規則に定めるもののほか、複数校給食の実施に関し必要な事項は、教育委員会教育長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 複数校給食の実施に関し必要な準備行為（第4条第2項の規定の例による協議を含む。）は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

議案第 5 号

寝屋川市立青少年の居場所の臨時休所について

寝屋川市立青少年の居場所条例施行規則第 2 条に基づき、臨時休所を別紙のとおりとするため、教育委員会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 6 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

令和 5 年 4 月 1 日に、寝屋川市立青少年の居場所「ハピネス」を「スマイル」に統合するに際し、事前に移転作業を行うため。

1 臨時休所の日程

青少年の居場所	休所期間
スマイル	令和5年3月31日（金）
ハピネス	令和5年3月30日（木）～3月31日（金）

議案第 6 号

令和 5 年度寝屋川市立小・中学校管理職人事について

令和 5 年度寝屋川市立小・中学校管理職人事を行うため、教育委員会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 6 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

「寝屋川市立小・中学校教職員人事基本方針」に基づき、令和 5 年度寝屋川市立小・中学校管理職人事を行うため。